

令和3年10月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和3年10月15日(金)
開会 13時30分 閉会 15時17分
- 2 開催場所 市役所 4階 第3委員会室(北)
- 3 出席委員 15名
- | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 大塚 壹 | 3 | 柴田 重雄 | 4 | 進士 晴弘 | 5 | 鈴木 清壽 |
| 6 | 園田 睦子 | 7 | 田代 昌晴 | 10 | 増本 努 | 11 | 松本 禎夫 |
| 12 | 八木 純子 | 13 | 堤坂 幸一 | 14 | 松下 宣良 | 15 | 森西 正昭 |
| 16 | 鈴木 聡 | 18 | 森 孝雄 | 19 | 山下 忍 | | |
- 4 欠席委員 4名
- | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|----|-------|
| 2 | 久保田 哲 | 8 | 塚本 仁司 | 9 | 仲山 和彦 | 17 | 鈴木 芳信 |
|---|-------|---|-------|---|-------|----|-------|
- 5 議事日程
- 第1 議事録署名人の指名
- 日程、第2、報告 第24号 農地法第3条の3第1項の届出について
第25号 農地法第18条第6項の通知について
第26号 農地利用配分計画書の通知について
- 日程、第3、議案 第39号 農地法第3条(所有権移転)について
第40号 農地法第4条について
第41号 農地法第5条について
第42号 非農地証明願について
第43号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局職員
- | | |
|----------|-------|
| 事務局長 | 山本 敏幸 |
| 係長 | 磯口 薫 |
| 主事 | 石原 裕之 |
| 主事 | 藤原 敬志 |
| 会計年度任用職員 | 鈴木 高雄 |

7 会議の概要

○会長（山下 忍） ただいまから令和3年島田市農業委員会10月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。2番 久保田哲委員、8番 塚本仁司委員、9番 仲山和彦委員、17番 鈴木芳信委員の4名から欠席の届出がありました。

出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思います。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、11番の松本禎夫委員、12番の八木 純子委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第24号から報告第26号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、ご意見ご質問は、後ほど一括してお願いします。

（報告第24号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（磯口係長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。

報告第24号 農地法第3条の3第1項の届出について
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。
令和3年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍
件数は、8件です。

2ページから5ページになります。

報告第24号につきまして、別紙のとおり8件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由は、すべて相続によるものです。

また、あっせん等の希望があるものは3番の1件です。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地や転用許可済地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

報告第24号 農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上になります。

次は6ページになります。

報告第25号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和3年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍
件数は、18件です。

7ページから11ページになります。

賃貸人、借借人及び土地の所在等については記載のとおりです。1番から17番案件は、落合地区の基盤整備に係る解約です。解約後は利用収益が17件、転用が1件で、いずれも離作補償はなし。基盤法による解約が1件、農地法による解約が17件です。

報告第25号 農地法第18条第6項の通知につきましては以上になります。

次は12ページになります。

報告第26号 農地利用配分計画書の通知について

下記のとおり農地中間管理事業に係る農地利用配分計画書の通知があったので報告する。

令和3年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍
件数は、7件です。

なお、これらは7月の総会で農地中間管理機構へ貸し出すと利用集積計画の決定がされたもので、権利を設定するもの（貸付人）は静岡県農業振興公社（農地中間管理機構）です。

13ページになります。

1件目です。

借受人は、阪本の〇〇〇〇

権利を設定する土地は、金谷猪土居の畑2筆、1,349㎡です。

権利の種類は、使用貸借権、作物は茶、

設定期間は令和3年10月1日から令和9年10月31日迄、6年1か月です。

2件目です。

借受人は、湯日の〇〇〇〇さん

権利を設定する土地は、湯日の畑1筆、514㎡です。

権利の種類は、使用貸借権、作物は茶、

設定期間は令和3年10月1日から令和8年7月31日迄、4年10か月です。

3件目です。

借受人は、湯日の〇〇〇〇さん

権利を設定する土地は、湯日の畑1筆、1,313㎡です。

権利の種類は、使用貸借権、作物は茶、

設定期間は令和3年10月1日から令和8年7月31日迄、4年10か月です。

14ページになります。

4件目です。

借受人は、湯日の増〇〇〇〇さん

権利を設定する土地は、湯日の畑2筆、1,678㎡です。

権利の種類は、使用貸借権、作物は茶、

設定期間は令和3年10月1日から令和8年7月31日迄、4年10か月です。

5件目です。

借受人は、湯日の〇〇〇〇さん
権利を設定する土地は、湯日の畑1筆、417㎡です。
権利の種類は、使用貸借権、作物は茶、
設定期間は令和3年10月1日から令和8年7月31日迄、4年10か月です。

6件目です。

借受人は、湯日の〇〇〇〇さん
権利を設定する土地は、湯日の畑1筆、559㎡です。
権利の種類は、使用貸借権、作物は茶、
設定期間は令和3年10月1日から令和8年7月31日迄、4年10か月です。

15ページになります。

7件目です。

借受人は、湯日の〇〇〇〇さん
権利を設定する土地は、湯日の畑1筆、1,254㎡です。
権利の種類は、使用貸借権、作物は茶、
設定期間は令和3年10月1日から令和8年7月31日迄、4年10か月です

報告第26号農地利用配分計画書の通知につきましては以上になります。

以上、報告第24号から第26号の説明となります。

○議長（山下 忍） 報告第24号から報告第26号までの説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（大塚 壹） 昨年1反当たり50,000円の持続化給付金がありましたが、作る人が変わると給付金はどうなりますか。

○事務局（局長） ご質問の補助金ですが、高収益次期作交付金だと思います。農業委員会でも貸借の申請を出していただき証明もたくさん発行しました。次の年の耕作をしてくださいとの補助金ですので、農地が守られるという点では貸し借りをしていただければいいのですが、もらった方に補助金の返還があるかという点については確認をさせていただきます。

○議長（山下 忍） 他にご意見はございませんか。ご意見もないようです。ここまでは報告事項となります。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第39号 農地法第3条（所有権の移転）について、8件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第39号 農地法第3条（所有権の移転）について）

16ページをご覧ください。

議案第39号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和3年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数、8件です。

1番から5番までは譲受人が同じですのでまとめて説明します。

17ページから19ページになります。

譲受人は、阪本の農業〇〇〇〇さん、耕作面積7,703㎡、耕作従事日数は本人が180日です。

1番、譲渡人は阪本の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地2筆、面積は760㎡、区分は売買です。

2番、譲渡人は阪本の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地1筆、面積は168㎡、区分は売買です。

3番、譲渡人は阪本の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地2筆、面積は382㎡、区分は売買です。

4番、譲渡人は湯日の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地1筆、面積は348㎡、区分は売買です。

5番、譲渡人は阪本の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地1筆、面積は153㎡、区分は売買です。

理由は、1番から5番案件の申請地は隣接しており一団の農地です。譲受人は、すでに申請地農地を利用権により耕作しており、申請地を譲り受け自己所有地として管理を行いたく、また、譲渡人は、譲請人の要望により、協議を行ったところ同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、島田消防署初倉出張所より北西に約200m、色尾西公民館の北に位置しています。

6番 受贈人は、阪本の農業〇〇〇〇さん、耕作面積26,076㎡、耕作従事日数は本人が250日で妻が250日、妻の母が180日です。

贈与人は、阪本の〇〇〇〇さんで娘の夫と妻の母との経営移譲に伴う贈与です。

申請地は阪本の農地3筆、面積は1,426㎡、区分は贈与です。

理由は、譲受人は、既に申請地を耕作しており、申請地を譲り受け自己所有地として管理を行いたく、また、譲渡人は、経営移譲により譲り渡すため、申請に及んだものです。

場所は、谷口原茶農協より南東に約800m、島田消防署初倉出張所より北西に約800m。初倉阪本茶農協より西に約550m、丸七製茶研修センターから南へ約200mの2か所です。

20ページになります。

7番 譲受人は、竹下の農業〇〇〇〇さん、耕作面積44,079㎡、耕作従事日数は本人が200日です。

譲渡人は、竹下の〇〇〇〇さんです。

申請地は島の農地1筆、合計面積は965㎡、区分は売買です。

理由は、譲受人は、隣接地を耕作しており、規模拡大を図りたく、譲渡人は管理が難しく、協議を行ったところ同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、国道1号大代ICより南東に約650m、金谷公民館から北東に約500mに位置しています。

8番 受贈人は、菊川の農業〇〇〇〇さん、耕作面積38,744㎡、耕作従事日数は本人が240日です。

贈与人は、金谷町根岸の〇〇〇〇さんです。

申請地は金谷富士見町の農地2筆、合計面積は1,750㎡、区分は贈与です。

理由は、譲受人は、既に申請地を耕作しており、譲り受けて耕作を行いたいと、譲渡人と協議を行ったところ同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、茶の都博物館より北東に約200m、島田市金谷斎場より南に約500mに位置しています。

以上8件となります。8件とも適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないと考えるものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第39号の農地法第3条（所有権の移転）、8件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この8件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第40号 農地法第4条について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第40号 農地法第4条について）

○事務局（磯口係長） それでは、21ページをご覧ください。

議案第36号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和3年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

22ページになります。

申請人は中河の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は中河の田2筆722㎡で、転用目的は、駐車場です。

場所は、初倉中学校から北東へ約870mに位置し、用途地域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、申請地東側にある会社の駐車場用地が不足しているため、申請地を貸駐車場として使用したいため、申請に及びました。

計画としては、17台分の貸駐車場を整備し、進入は北側の市道から進入する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、申請人の資金計画についても問題はありません。申請地の一部は既に砕石が敷かれており、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

議案第40号農地法第4条についての説明は以上です。

○議長（山下 忍） ご意見ご質問はありませんか。

ご意見もないようでございますので、採決いたします。この議案第40号 農地法第4条、1件について、申請書のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書のとおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 議案第41号 農地法第5条について、14件を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局（磯口係長）はい、議長。

23ページになります。

議案第41号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

なお、静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問する案件については、許可相当の答申があった場合、農業委員会会長が許可するものとする。

令和3年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、14件です。

24ページをご覧ください。

1番案件、使用借人は阿知ケ谷の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は阿知ケ谷の会社員〇〇〇〇さんで、親子間の使用貸借です。

申請地は阿知ケ谷の畑2筆275.69㎡で、転用目的は、自己住宅です。

場所は、島田工業高校から北西へ約670mに位置し、用途地域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由です。現在、使用借人は両親と同居しており、結婚を機に自己住宅の建築を計画していたところ、使用貸人である父から申請地を借りることができたため、申請に及びました。

計画としては、木造2階建て、建築面積67㎡の住宅1棟を整備し、進入は西側の市道から、排水は西側の道路側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2番案件、譲受人は道悦五丁目の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は向谷二丁目の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は稲荷二丁目の田1筆631㎡で、転用目的は分譲宅地です。

場所は第一小学校から西へ約100mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は市内で不動産業を営んでおり、良好な環境を有している申請地に分譲宅地を提供したく、申請に及びました。一方、譲渡人は譲受人の事業に協力したく、申請に及びました。

計画としては、分譲宅地2区画（区画面積272㎡、287㎡）及び通路66㎡を整備します。進入は南側の市道から、排水は道路側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

3番案件、譲受人は横岡新田の建物設計・施工業〇〇〇〇、譲渡人は牛尾の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、牛尾の畑1筆25㎡、他地目併用全体面積は228㎡で、転用目的は住宅敷地拡張です。

場所は、五和小学校から東へ約450mに位置し、第1種農地、第2種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、農地区分は第2種（その他）農地になります。

申請理由としては、譲受人は市内で建物設計・施工業を営んでおり、今回、お客様の家が完成するまでの仮住まいとして、申請地の隣接地である土地を中古住宅付きで購入しようとしたところ、測量の結果、住宅敷地内に申請地の農地が介在していることが判明したため、この度、申請に及びました。一方、譲渡人は、申請地の存在を把握しておらず、譲受人に住宅敷地として申請地を使ってもらいたため、申請に及びました。

計画としては引き続き、申請地を住宅敷地として使用する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

4番案件、譲受人は静岡市の太陽光発電施設販売業〇〇〇〇、譲渡人は落合の会社員〇〇〇〇さんで、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は落合の田1筆413㎡で、場所は大津小学校から北西へ約720mに位置し、第1種農地、第2種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、農地区分は第2種（その他）農地になります。

申請理由としては、譲受人は太陽光発電施設販売業を営んでおり、環境に配慮しつつ将来の電力供給に寄与するため、落合地内に再生可能エネルギー発電設備を設置したく、申請に及びました。一方、譲渡人は譲受人の事業に協力したく、申請に及びました。

計画としては、太陽光パネル108枚設置面積178㎡を整備し、架台の高さは0.55mから0.96mになります。雨水の排水は北側の既設水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

25ページになります。

5番案件、賃借人は御仮屋町の建設業〇〇〇〇、賃貸人は河原一丁目の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、河原一丁目の田2筆194㎡で、転用目的は現場事務所（一時転用）です。

場所は、島田市博物館から北東へ約210mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は静岡県発注の大井川に架かる「令和3年度 島田岡部線橋梁耐震対策工事」のため、大井川へ降りる入口付近で現場事務所を設置できる用地を探していたところ、賃借人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、現場事務所42㎡、仮設トイレ6㎡を整備し、駐車場には普通車4台を駐車する計画です。一時転用期間は8ヶ月と17日を予定しています。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、賃借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむをえないと考えます。

6番案件、賃借人は岸町の建設業〇〇〇〇、賃貸人は岸町の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、岸町の畑1筆480㎡で、転用目的は、資材・機材置場です。

場所は、島田工業高等学校から北東へ約430mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、賃借人は市内で建設業を営んでおり、現在の資材・機材置場が手狭になってきたため、申請地を同じ目的で使用したいと考えていたところ、父親である賃貸人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、大型車3台、掘削用建設機械3台、フェンス、ブロック、砕石、砂利等を置く計画で、進入は南側の市道から、そして賃貸人の宅地を通して進入します。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、賃借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

7番案件、賃借人は向島町の土木建築工事業・宅地建物取引業〇〇〇〇、賃貸人は静岡市の司法書士〇〇〇〇さんです。

申請地は、阪本の畑1筆1,056㎡で、転用目的は駐車場・資材置場（一時転用）です。

場所は初倉小学校から西へ約120mに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）です。

申請理由としては、賃借人は市内で土木建築工事業を営んでおり、この度、JA大井川初倉支店の建

替工事を受注したため、工事職員用の駐車場・資材置場用地を探していました。この度、申請地の使用について、賃貸人と話がまとまったため、申請に及びます。

計画としては、工事職員用の駐車場に普通車 36 台を駐車し、資材置場の広さは 230 m²です。一時転用期間は 1 年 4 ヶ月で、進入は南側の市道から進入します。

許可基準に基づく検討状況としては、隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、賃借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

26 ページになります。

8 番案件、譲受人は金谷栄町の建設業〇〇〇〇、譲渡人は金谷根岸町の不動産取引業〇〇〇〇さんです。

申請地は竹下の畑 1 筆 800 m²、転用目的は作業所です。

場所は、KADODE OOIGAWA から北へ約 210m に位置し、用途地域内の農地であるため農地区分は第 3 種農地になります。

申請理由としては、譲受人は市内で建設業を営んでおり、この度、新たに大型機械を購入するにあたって作業所を建設したいと考えていたところ、申請地を譲り受ける話がまとまりましたので、申請に及びました。

計画としては、鉄骨造 2 階建て建築面積 160 m²の作業所 1 棟、駐車場 10 台を整備します。進入は東側の市道から、排水は西側の用悪水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

9 番案件、譲受人は阪本の建築業〇〇〇〇さん、譲渡人は中河の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は中河の田 1 筆 443 m²で、転用目的は自己住宅です。

場所は、初倉中学校から北東へ約 760m に位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第 3 種農地です。

転用理由としては、譲受人は現在、アパートで生活していますが、自己住宅を建築したいと考えていたところ、申請地を譲り受ける話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、木造 2 階建て、建築面積 125 m²の住宅 1 棟、駐車場 3 台を整備する計画で、進入は西側の市道から、排水は西側の用悪水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題ないため、許可するにやむを得ないと考えます。

10 番案件、賃借人は向島町の土木建築工事業・宅地建物取引業〇〇〇〇、賃貸人は神奈川県横浜市の公務員〇〇〇〇さんです。

申請地は野田の田 1 筆 350 m²で、転用目的は資材置場（一時転用）です。

場所は、島田市立総合医療センターから西へ約 50m に位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第 3 種農地になります。

転用理由としては、譲受人は市内で土木建築工事業を営んでおり、この度、総合医療センターの入口交差点改良工事を受注したため、現場付近で資材置場用地を探していたところ、申請地の賃貸借について、話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、申請地に重機・水道用材料、砕石及び砂利を置く計画で、進入は北側の市道から、一時転用期間は 1 年の計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、賃借人の資金計画にも問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

11 番案件、譲受人は藤枝市の建設業・不動産業〇〇〇〇、譲渡人は河原二丁目の無職〇〇〇〇さん

です。

申請地は、河原二丁目の田2筆1,642㎡、他地目併用全体面積1,687㎡で、1,000㎡を超えるため、土地利用事業承認案件になります。農地区分は用途地域内の農地であるため、第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は中部地区で不動産業を営んでおり、分譲宅地に適している土地を探していたところ、農地の維持管理に不安を抱えている譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、分譲宅地8区画、各区画面積170㎡と道路322㎡を整備し、進入は南側の市道から、排水は南側の水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされています。譲受人の資金計画についても問題はないため、土地利用事業の承認を条件にして、許可するにやむを得ないと考えます。

27ページになります。

12番案件、譲受人は焼津市の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は旗指の会社員〇〇〇〇さん、旗指の農業〇〇〇〇さん及び旗指の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、旗指の田4筆2,117㎡で、他地目併用全体面積は2,576㎡です。1,000㎡を超えるため、土地利用事業承認案件になります。農地区分は用途地域内の農地であるため、第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は焼津・藤枝・島田地区で不動産業を営んでおり、島田市内で分譲宅地に適している土地を探していたところ、農地の維持管理に不安を抱えている譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、分譲宅地11区画、区画面積167～207㎡と道路579㎡を整備し、進入は東側の市道及び西側の私道から、排水は東側の河川に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされています。譲受人の資金計画についても問題はないため、土地利用事業の承認を条件にして、許可するにやむを得ないと考えます。

13番案件と14番案件は関連しています。

14番案件、譲受人は菊川の建設業〇〇〇〇、譲渡人は大代の会社員〇〇〇〇さん、竹下の無職〇〇〇〇さん、大代の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、大代の畑3筆208.16㎡で、転用目的は14番案件の資材置場への道路です。8月の総会時に資材置場の土地利用事業の承認見込みがなかったため、見送った案件です。

場所は、サンエムパッケージ株式会社から西へ約160mに位置し、第1種農地、第2種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、農地区分は第2種農地（その他）になります。

申請理由としては、大代川にかかる橋は幅が狭く、耐荷重量についても問題があるため、大型トラックが橋を通行することは困難です。このため、大型トラックが15番案件の資材置場へ行くには、市道中村森ノ谷線を通るしかなく、そのためには道路の延長と拡幅が必要不可欠であるため申請に及びました。

計画としては、道路の延長34mと幅員5.5mを確保する工事を実施します。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

28、29ページになります。

14番案件、譲受人は菊川の建設業〇〇〇〇、譲渡人は大代の農業〇〇〇〇さん他8名です。

申請地は大代の田13筆8,425㎡で、他地目併用全体面積は8,468㎡です。転用面積が3,000㎡を超えるため、土地利用事業承認案件、県諮問案件になります。転用目的は、資材置場です。

申請地の一部は、令和3年3月1日に農用地区域の除外をしました。申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、農地区分は第2種農地（その他）になります。

申請理由としては、譲受人は市内で建設業を営んでおり、現在、使用している資材置場（5,988㎡）が手狭になってきたため、申請に及ぶものです。始めは、現在、使用している資材置場の拡張を考えましたが、周辺農地は牧之原畑地総合整備土地改良区の受益地及び山林であるため、拡張を断念し、申請地に資材置場を整備することとしました。

計画としては、重機置場、土木資材等の置場、車待避所、調整池等を整備します。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響はなく、譲受人の資金計画についても問題はありません。土地利用事業及び県の承認を条件にして、許可するにやむを得ないと考えます。

議案第41号 農地法第5条については以上となります。

○議長（山下 忍）説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） 14番案件につきましては、先般から話題になっていましたが、土地利用も承認されたとのことで申請となりました。ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

議案第41号 農地法第5条について、14件のうち2件については静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申があった場合に許可することとし、また残りの農地法第5条 12件については、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第41号の14件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍）次に、議案第42号 非農地証明願について、1件を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

（議案第42号 非農地証明願について）

○事務局（磯口係長）はい、議長。

それでは30ページをご覧ください。

議案第42号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和3年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

31ページになります。

1件目 申請者は神座の〇〇〇〇さん。

申請地は、神座の土地2筆93㎡。用途は自宅等への進入路です。

申請地は先代のころより自宅への進入路及び近隣4軒の生活道路として利用してきており、当時は法律に暗く、農地法の手続きのないまま現在に至っているものです。

場所は、河川敷の神座スポーツ広場ゲートボール場の東側になります。

本申請に伴い、10年以上農地でないことの第三者からの証明があり、農用地の区分は白地となっています。当時より日常生活上必要不可欠な通路として使用してきているものであり、農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

○議長（山下 忍）説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍）ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第42号 非農地証明願、1件について、申請書の提出のとおり証明することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍）全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書の提出のとおり証明することに致します。

○議長（山下 忍）次に議案第43号 農用地利用集積計画について、89件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第43号 農用地利用集積計画について）

○事務局（磯口係長） それでは、32ページをご覧ください。

議案第43号 農用地利用集積計画について。

農用地利用集積計画（第7号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和3年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

総数は89件で、その内訳ですが、所有権移転はありません。

利用権設定につきましては使用貸借が77件で146,603.75㎡。賃貸借が10件で13,997㎡。

転貸につきましては、使用貸借が1件で1,521㎡。賃貸借が1件で3,080㎡。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

農用地利用集積計画(利用権の設定)について設定期間ごとに、面積、設定する利用権の種類等の説明をします。いずれも11月1日貸借開始となります。

33ページをご覧ください。

設定期間1年間の内訳です。

1件、2筆で面積は3,085㎡です。

権利の種類は使用借権、新規設定です。

34ページをご覧ください。

設定期間3年間の内訳です。

全部で3件、5筆で面積は合計2,832㎡です。

権利の種類は賃借権が2件、使用借権が1件、再設定が2件、新規設定が1件です。

35ページから37ページをご覧ください。

設定期間5年間の内訳です。

全部で14件、計32筆で面積は合計29105.20㎡です。

権利の種類は賃借権が6件、使用借権が8件、再設定が8件、新規設定が6件です。

38 ページをご覧ください。

設定期間 6 年間の内訳です。

1 件、計 7 筆で面積は合計 2,205 m²です。

権利の種類は賃借権、再設定です。

39 ページをご覧ください。

設定期間 10 年間の内訳です。

全部で 3 件、計 9 筆で面積は合計 4,789 m²です。

権利の種類は賃借権が 1 件、使用借権が 2 件、再設定が 1 件、新規設定が 2 件です。

40 から 51 ページをご覧ください。

設定期間 20 年間の内訳です。

これは落合地区の水田の基盤整備事業関連の取組による集積です。

全部で 65 件、計 198 筆、面積は合計 118,384.55 m²です。

全て使用借権、新規設定です。

52 ページをご覧ください。

続いては農地中間管理事業の一括方式を利用した転貸によるものです。

設定期間 5 年間です。

全部で 2 件、計 3 筆で面積は合計 4,601 m²です。

権利の種類は使用借権が 1 件、賃借権が 1 件で、いずれも新規設定です。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第43号の農用地利用集積計画、89件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員の賛成をいただきました。よって、この89件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、総会を閉会いたします。